

2ちゃんねる事件

～知財高裁令和5年1月26日判決（令和2年(ネ)第10009号、同年(ネ)第10037号）～
（裁判所ホームページ）

知的財産法研究会
弁護士 富田 信雄

第1. 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

本件は、「2ちゃんねる」（原告商標1）及び「2ch」（原告商標2）の商標権者である控訴人が、被控訴人が運営する電子掲示板に「2ちゃんねる」の標章（被告標章1）及び「2ch.net」の標章（被告標章2）を使用することは原告商標1及び2に係る商標権（以下、併せて「原告商標権」という。）を侵害し、被控訴人が被告標章1及び2並びに「2ch.net」というドメイン名（以下これに係るドメインを「本件ドメイン」という。）を使用することは不正競争防止法（不競法）2条1項1号、2号及び19号所定の不正競争行為に該当すると主張して、被控訴人に対し、下記請求を求めた事案である。

記

- ① 被告は、その運営する掲示板に、別紙被告標章目録記載の各標章を使用してはならない。
- ② 被告は、その営業に関し、「2ch.net」のドメイン名を使用してはならない。
- ③ 被告は、原告に対し、1億7500万円及び平成29年1月19日から別紙被告標章目録記載の各標章及び前項のドメイン名の使用を終了するまで月額500万円の割合による金員を支払え。

2. 原審及び本判決

(1) 原審

上記請求に対する原判決は以下のとおりである。

1. 本件訴えのうち、令和元年11月2日以降に生ずべき損害賠償金の支払を求める部分に係る訴えを却下する。
2. 被告は、その運営する掲示板に、別紙被告標章目録記載の各標章を使用してはならない。
3. 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
4. 訴訟費用はこれを6分し、その5を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
5. 被告のために、この判決に対する控訴の付加期間を30日と定める。

本判決は、原審の判断について以下のとおり言及している。

原審は、概要、次のとおり判断して、本件訴えのうち令和元年11月2日以降に生ずべき損害賠償金の支払を求める部分に係る訴えを却下した上で、商標法36条1項に基づく被告標章差止請求の限度で控訴人の請求を認容し、控訴人のその余の請求をいずれも棄却した。

ア 本件損害賠償請求のうち将来請求の部分に係る請求権については将来給付の訴えを提起することができる請求権としての適格を有しないから、本件訴えのうち原審の口頭弁論終結後に生ずべき損害賠償金の支払を求める部分に係る訴えは不適法である。

イ 本件関与期間及びその後における被控訴人の被告標章1及び2の使用は先使用権に基づくものとして原告商標権を侵害せず、その後平成30年3月までに本件電子掲示板における被告標章1及び2の表示が削除されて以降の被控訴人による被告標章1及び2の使用の事実は認められない。また、被控訴人は、本件電子掲示板に係る役務を自己の役務として提供していたN. T. テクノロジーインク（NTテクノロジー社）から本件電子掲示板に係る事業の譲渡等を受けるなどしてその地位を承継したと認められることに照らすと、平成26年2月19日以降の被控訴人による被告標章1及び2の使用は控訴人との関係で不正競争行為にはならない。

ウ 控訴人は原告商標権を有するところ、平成30年4月以降に被控訴人が被告標章1及び2を使用した事実を認めるに足りないから、原審の口頭弁論終結時点では被控訴人は被告標章1及び2について先使用権を有しておらず、他方で被告標章1及び2の使用の差止めの必要性がないとはいえない。

(4) 原判決を不服として、控訴人が控訴を、被控訴人が附帯控訴をそれぞれ提起した。

(2) 控訴の趣旨

上記原判決に対する控訴人の控訴の趣旨は以下のとおりである。

- ① 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- ② 被控訴人は、その営業に関し、「2ch.net」のドメイン名を使用してはならない。
- ③ 被控訴人は、控訴人に対し、1億7500万円及び平成29年1月19日から1か月500万円の割合による金員を支払え。
- ④ 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

また、被控訴人の附帯控訴の趣旨は以下のとおりである。

- ① 原判決中、被控訴人敗訴部分を取り消す。
- ② 上記①の部分に係る控訴人の請求を棄却する。
- ③ 訴訟費用は、第1、2審とも控訴人の負担とする。

(3) 本判決

本判決は以下のとおりである。

1. 控訴人の本件控訴に基づき、原判決主文3項を次のとおり変更する。
 - (1) 被控訴人は、控訴人に対し、2億1700万円を支払え。
 - (2) 控訴人の損害賠償請求のうち令和元年11月1日までに生ずべき損害賠償金の支払を求める部分のその余の請求及び「2ch.net」のドメイン名の使用の差止めを求める控訴人の請求をいずれも棄却する。
2. 被控訴人の附帯控訴に基づき、原判決主文2項を取り消し、同項に係る控訴人の請求を棄